

提出用

工事成績採点表(完成)

[土木]

様式1

																	検査課受付番号				
工事名		工事監督課					契約金額(最終)					円									
受注者名		代表者		現場代理人					完成年月日		令和 年 月 日										
工期(最終)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者					検査日		令和 年 月 日							
考査項目		監督員					工事担当係長					検査員(中間)		検査員(完成)							
		氏名					氏名					氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評定平均点	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2.施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10									+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0									+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ														+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	I.施工条件等への対応※2					+20 ~ 0					● 0										
5.創意工夫	I.創意工夫 ※3		+7~0		● 0																
6.社会性等	I.地域への貢献等 ※4						10		+7.5		+5.0		+2.5		0						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点				
評定点(65±加減点合計) ※5		①		0点			②		0点			③		0点			④		0点		
評定点×評点比率		①×0.4		0.0点			②×0.2		0.0点			③		0.0点			④×0.4		0.0点		
評定点計 ※6		0点																			
7.法令遵守等 ※7		0.0点																			
評定点合計 ※8		評定点計-7.法令遵守等=																			
・総合評価		技術提案履行確認 ※9		履行					不履行					対象外							
所見 ※10		(監督員)					(工事担当係長)					(検査員)									

※1 各考査項目ごとの採点は、監督員は別紙1、工事担当係長は別紙2、検査員は別紙3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・工事担当係長が記入する。

※2 工事特性は当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。加点評価のみ。

※3 創意工夫は工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。加点評価のみとする。

※4 社会性等の評価では、地域への観点から、加点評価のみとする。

※5 1.~3.の評定(65点±加減点合計)+4.~6.の評定(加点合計)=評定点、各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※6 評定点計の計算方法
 ・中間検査があった場合 ①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2=評定点計(中間検査が2回以上の場合は③を平均する)
 ・中間検査がなかった場合 ①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4=評定点計

※7 法令遵守等の評定は減点評価のみとする。

※8 評定点合計は、少数第一位までとする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※10 所見の記入は原則必要とするが、各評定者の評定点が65点以上から80点未満まで、かつ、評定がa'、b、b'、cのみの場合は任意とする。

※中間検査とは「出来形検査」及び「一部完成検査」であり、支払いが伴い、中間で評定を行うものである。